

平成30年4月16日

個人情報 答申第28号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、本人が締結した放送受信契約書および「契約に関係する本人とNHKとの間のやりとりに係る書類および記録すべて」に係る個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、求めのうち、「本人とNHKとの間のやりとりに係る書類および記録すべて」については、対応履歴および本人から受け付けた文書を開示した。一方、放送受信契約書については、平成12年11月に契約を締結して以降、保存していたが、平成29年8月、5年の保存年限を経過した帳票を廃棄処理したことに伴って廃棄したため存在せず、開示することはできないとした。

これに対して、視聴者より、

「(1) 廃棄されたとされる『本人の契約書(放送受信契約書)』の存否。関連する電磁的記録が存在する場合には、それを含めて特定すべき。

(2) 開示文書のうち、『対応履歴』の『形態』欄に『訪問』と記載されているすべての項について、当方とのやりとりの内容に関する資料(電磁的記録を含む。)の存否。」について、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKが開示の求めの対象としている個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」(以下、個人情報保護法)第2条7項およびNHK個人情報保護規程(以下、規程)第2条1項5号にいう「保有個人データ」である。これは、NHKの個人情報データベースを構成する個人データである。ここでいう個人情報データベースとは、特定の個人情報を電子計算機で検索できるように体系的に構成したもの、または一定の整理をすることによって特定の個人情報を容易に検索できるように構成したものであり、この定義は個人情報保護法第2条4項に基づく。

(1)については、平成29年8月の廃棄により、個人情報データベース上に存在しないため、「保有個人データ」は存在せず、開示することはできない。

(2)については、「訪問」と記載されている13回のうち、平成26年以前の7回に係るやりとりの内容に関する資料については、開示することにより、NHKの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、規程第27条1項2号に該当し、開示することができない。平成27年以降の6回については、やりとりの内容に関する資料が存在しない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めのうち、(1)については、「保有個人データ」は存在しないと認められ、(2)については、平成26年以前の7回に係るやりとりの内容に関する資料は、開示することによりNHKの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、規程第27条1項2号に該当すると認められ、また、平成27年以降の6回に係るやりとりの内容に関する資料は存在しないと認められ、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成30年3月22日（第257回審議委員会）

個人情報第28号 諮問、審議

4月16日（第258回審議委員会）

審議、答申